

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

長野地方法務局 登記官 小 池 裕
記

- 1 手続番号
第 1 0 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 0 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
長野市小島田町字中村沖 2 2 8 1 番